

令和5年2月1日

住宅宿泊管理業の登録の更新について

住宅宿泊管理業（以下、「管理業」という。）の登録の有効期間は五年間です。

有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、下記のとおり登録の更新申請を行う必要があります、更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失います。

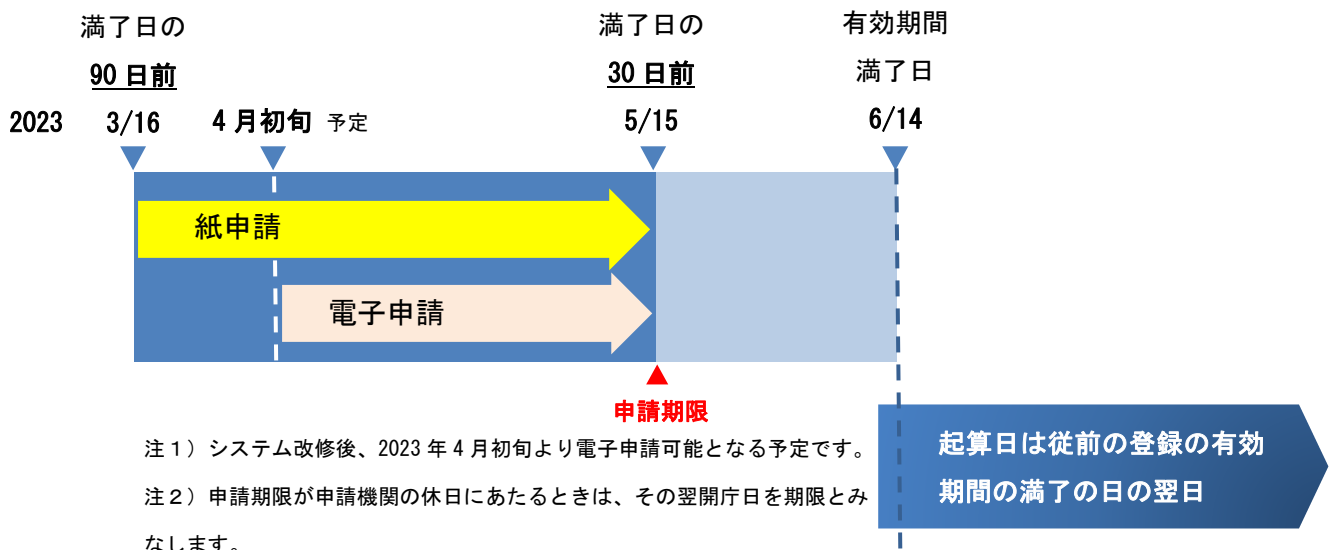
記

1 登録の更新申請期間

○ 現に受けている登録の有効期間の満了の日の **90日前から30日前までの間**

※ 登録年月日は、当サイトの「4.住宅宿泊管理業者登録簿」で確認できます。

2018年6月15日登録の事業者の場合



(参考) 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 (抜粋)

●管理業

(登録の更新の申請期間)

第三条 法第二十二条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に法第二十三条第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

注意事項

※ 有効期間満了について、事前にご連絡はしておりません。

※ 書類を郵送する場合、書類の申請期限を【消印有効】としますが、補正や要件不備時の確認に時間を要しますので、できる限りお早めのご提出をお願いします。

※ 上記1の期間内に登録の更新申請を行う事が必要です。**期間を過ぎた場合、登録の効力は自動的に失われ、管理業務を行うことはできなくなります。**

その後、改めて管理業務を行うためには、新規の登録申請が必要となります。(登録免許税9万円の納付が必要となります。)

2 登録の更新申請の必要書類

- 新規の登録申請時と同様です。
- ※ 詳細は当サイトの「1. 住宅宿泊管理業者の登録」でご確認ください。

3 登録の更新申請の手数料

- 収入印紙を申請書に貼り付けて提出して頂きます。
- ※ 登録免許税では申請できません。
- 申請方式により手数料が異なります。以下一覧よりご確認ください。

【手数料一覧】

申請方式	申請日	
	電子申請対応 前	電子申請対応 後
電子申請 ※ (一部書類別送)	—	19,100 円 (収入印紙)
全て郵送	19,700 円 (収入印紙)	

- ※ 電子申請を利用した更新申請について、民泊制度運営システムの機能改修を行っており、令和5年4月初旬には電子申請での更新申請が可能となる予定です。電子申請を検討されている事業者におかれましては、民泊制度ポータルサイト(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>)でご確認ください。
- なお、電子申請を利用した更新申請のシステムの操作手順についても、後日、民泊制度ポータルサイトへ掲載される予定です。

4 登録の更新申請の前に必ず確認いただきたい事項

- 登録情報（商号、名称、氏名、住所、代表者、役員等）に変更がある場合は、登録の更新申請の前に変更の届出をする必要があります。
- ※ 登録情報は、当サイトの「4. 住宅宿泊管理業者登録簿」で確認できます。
- ※ 変更の届出の詳細は、当サイトの「2. 住宅宿泊管理業者の登録事項変更届等」でご確認ください。
- 直近の決算書で負債の合計額が資産の合計額を超えている場合は登録の更新ができません。登録の有効期限が満了した時点で登録は終了し、事業の継続はできません。
- ※ 直近の決算書では負債の合計額が資産の合計額を超えてしまっているが、一時的な欠乏に過ぎないことが申請者において外形的に証明できる場合には、要件を満たしているものと判断できる場合があります。例えば、増資を行うことにより債務超過を改善した場合には、改善していることが確認できる決算書（税理士または会計士による確認した旨の記載があるもの）があれば、要件を満たすことになります。

【登録の更新申請に関すること】

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 住宅宿泊管理業係
 TEL 048-601-3151 (内線6655)
 メール ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※ メールの件名に【住宅宿泊管理業】と記載して下さい